

# 准教授・講師・助教の任期制に関する申合せ

名古屋市立大学大学院医学研究科の准教授・講師・助教の任期制に関し、「公立大学法人名古屋市立大学教員の任期に関する規程」に定めるもののほか、次の通り申し合わせる。なお、下記の文章において教員とは准教授・講師・助教を示す。

## I 規程の制定後に発令の教員の再任審査

### 1. 審査組織

- 1) 教員の再任審査のため再任審査委員会（以下「委員会」という。）を別紙のとおり設置し、再任の決定は研究科教授会（以下「教授会」という。）において行う。
- 2) 委員会は、それぞれの委員会に関わる分野などの教員について審査する。
- 3) 委員会の構成は、以下の4名で構成する。但し、審査委員の分野と同一分野の教員が審査対象となる場合は、当該審査委員は他の分野の者と交代する。
  - i) 各委員会に関わる分野から教授会にて選出された教授2名。但し、第8再任審査委員会は、研究科長・副研究科長・病院長・副病院長から2名。
  - ii) 助教授講師会又は助手会にて選出された教員2名。
- 4) 委員の任期は、半年とする。（23.9.13 研究科教授会で改正 2年→半年）

### 2. 審査の手続き

- 1) 教員は就任あるいは再任決定後、自ら評価項目及び到達目標、活動内容の設定を行い、再任審査目標書（様式2）として研究科長に提出する。なお、就任などにより目標書で記載が困難な項目がある場合は、その理由を記載することによりその項目の記載を省くことができる。
- 2) 再任の審査を受ける教員は、任期の1年前に自己評価業績報告書（様式1）と原著論文リスト（A4縦 word 様式なし）を研究科長に提出する。
- 3) 委員会は、受理後3ヶ月以内に審査を実施する。その際、他の教職員への諮問あるいは当該教員に説明を求めることができる。
- 4) 委員会は、審査結果を直ちに教授会に報告する。
- 5) 教授会は、委員会からの報告をもとに、速やかに再任の可否を決定する。
- 6) 研究科長は、決定された再任の可否を再任審査結果通知書（様式3）により当該教員に通知する。

### 3. 審査の方法

- 1) 再任審査においては、教員が提出する自己評価業績報告書をもとに、到達目標の達成度を含めて評価を行う。
- 2) 評価における諸項目の比重と基準については、当該教員の経験年数並びに専門分野の特殊性を勘案する。

### 4. 審査の項目

- 1) 研究業績
  - i) 論文及び著書の執筆状況
  - ii) 学会における活動状況
  - iii) 各種研究費の申請並びに取得状況

- iv) その他
- 2) 教育業績
  - i) 講義、実習等の時間と内容
  - ii) 学生による教育評価
  - iii) FD 活動
  - iv) その他
- 3) 診療業績
  - i) 診療実績
  - ii) チームワーク (チーム医療)
  - iii) 患者への対応、医学倫理
  - iv) その他
- 4) 学内運営、社会貢献
  - i) 教室運営
  - ii) 学内委員会活動
  - iii) 社会貢献
  - iv) その他
- 5) 受賞その他

## 5. 審査の基準

以下の考え方を基本として総合的に審査する。

- 1) 研究業績
  - ① 論文の数のみならず質も評価 (症例報告・総説などを含む)
  - ② 研究途上の業績も配慮
  - ③ 国際性を重視
  - ④ 研究業績が不十分な場合、その理由の妥当性を考慮
- 2) 教育業績
  - ① 講義、実習等の実時間数
  - ② その内容や教材の工夫
  - ③ 学生からの評価
  - ④ FD 活動
  - ⑤ 学生、院生のモチベーションを高めているか等を総合的に評価する。
- 3) 診療業績
  - ① 診療実績
  - ② 特殊診療技術
  - ③ 先端医療
- 4) 学内運営、社会貢献
  - ① 若手医師、研究者のモチベーションを高めているか等を総合的に評価する。
  - ② 学内委員会や学外での社会貢献 (知的財産を含む) を総合的に評価する。

## 6. 再審査

- 1) 審査の結果により再任「否」とされた場合、これを不服とする教員は結果通知書受理の日から一ヶ月以内に再任再審査請求書（様式4）を研究科長に提出することができる。但し一回限りとする。
- 2) 研究科長は新たな別の委員（4名）及び外部委員1名で構成される委員会を組織する。外部委員は、研究科長が教授会の承認を得て委嘱する。
- 3) 委員会は、再任審査請求書を受理した2ヶ月以内に、当該教員の意見聴取のうえ、再審査を実施する。
- 4) 再審査の手続きは、2の「審査の手続き」に従う。
- 5) 研究科長は、決定された再任の可否を再任再審査結果通知書（様式5）により当該教員に通知する。

## 7. 審査以前の申出

教員は、再任審査以前に教育・研究・診療などの活動を行ううえで、問題が生じた場合研究科長あるいは病院長に申出ることができる。

## 8. 外部評価の反映

全学、医学研究科、各分野等の外部評価を再任審査に反映する事ができる。

## 9. 産前産後休暇などの取扱

- 1) 産前産後休暇・介護休暇・介護欠勤・育児休業・病気職免期間中の場合は、期間終了後に再任審査申請書を提出する。
- 2) 1)の期間は、任期に含むが、審査対象期間からは除外する。

## II 規程の施行日前から引き続き在籍する教員の取り扱い

### 1. 規程施行後、定年までの在職期間が5年を超える教員

- 1) 本制度の趣旨を尊重し、その目的とするところを推進するため、任期制の対象とする。
- 2) 規程に定める同意書を自発的に提出し、規程の施行日以降に任用された教員と同様に取扱う。但し、再任審査期間は、再任審査委員会受理後6ヶ月以内とする。

## III 疑義への対応

この申合せに疑義が生じた場合は、研究科長、病院長、助教授講師会代表、助手教会代表にて協議のうえ、教授会で決定する。

## IV 改正

この申合せの改正は、助教授講師会、助手会と協議のうえ、教授会で決定する。

### 附則

1. この申合せは、平成19年7月2日より施行する。

### 附則

1. この申合せは、平成23年9月13日より施行する

( 別 紙 )

第1再任審査委員会：生体機能・構造医学専攻 【基礎系】

統合解剖学、機能組織学、神経生化学、細胞生化学、細胞生理学、脳神経生理学

第2再任審査委員会：生体機能・構造医学専攻 【臨床系】

消化器外科学、腫瘍・免疫外科学、腎・泌尿器科学、小児泌尿器科学、心臓血管外科学、  
乳腺外科学、視覚科学、耳鼻咽喉・頭頸部外科学、加齢・環境皮膚科学、口腔外科学、  
形成外科学

第3再任審査委員会：生体情報・機能制御医学専攻 【基礎系】

実験病態病理学、臨床病態病理学、病態モデル医学、薬理学、細菌学、免疫学、  
ウイルス学

第4再任審査委員会：生体情報・機能制御医学専攻 【臨床系】

整形外科学、精神・認知・行動医学、脳神経外科学、リハビリテーション医学、  
産科婦人科学、新生児・小児医学

第5再任審査委員会：生体防御・総合医学 【基礎系】

認知症科学、グリア細胞生物学、神経発達症遺伝学、神経毒性学、神経発達・再生医学

第6再任審査委員会：生体防御・総合医学 【臨床系】

消化器・代謝内科学、呼吸器・免疫アレルギー内科学、循環器内科学、腎臓内科学、  
神経内科学、血液・腫瘍内科学、麻酔科学・集中治療医学、放射線医学、臨床薬剤学、  
地域医療教育学、先進急性期医療学

第7再任審査委員会：予防・社会医学

環境労働衛生学、公衆衛生学、法医学、医学・医療情報管理学、医学・医療教育学、  
次世代医療開発学、医療安全管理学、臨床感染制御学、医療政策・経営科学

第8再任審査委員会

共同研究教育センター（病院中央部門）

(注) 分野名は最新のものに更新

(様式2) (准教授・講師・助教)

## 名古屋市立大学大学院医学研究科教員任期制再任審査目標書

令和 年 月 日

名古屋市立大学大学院医学研究科長 様

分野名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

目標設定期間 : 令和 年 月 ~ 令和 年 月

(1) 研究 (2) 教育 (3) 診療 (4) 学内運営・社会貢献の各項目について、別紙のとおり提出します。

(注) 裏面「医学研究科准教授・講師・助教の任期制に関する申合せ」の審査項目・審査基準を参照のうえ記載すること。

(様式2・裏面)

「医学研究科准教授・講師・助教の任期制に関する申合せ」抜粋

## 1. 審査の項目

- 1) 研究業績
  - i) 論文及び著書の執筆状況、ii) 学会における活動状況、
  - iii) 各種研究費の申請・取得状況、iv) その他
- 2) 教育業績
  - i) 講義、実習等の時間と内容、ii) 学生による教育評価、iii) FD活動、iv) その他
- 3) 診療業績
  - i) 診療実績、ii) チームワーク（チーム医療）、iii) 患者への対応、医学倫理、
  - iv) その他
- 4) 学内運、社会貢献
  - i) 教室運営、ii) 学内委員会活動、iii) 社会貢献、iv) その他
- 5) 受賞その他

## 2. 審査の基準

以下の考え方を基本として総合的に審査する。

- 1) 研究業績
  - ① 論文の数のみならず質も評価（症例報告・総説などを含む）
  - ② 研究途上の業績も配慮
  - ③ 国際性を重視
  - ④ 研究業績が不十分な場合、その理由の妥当性を考慮
- 2) 教育業績
  - ① 講義、実習等の実時間数
  - ② その内容や教材の工夫
  - ③ 学生からの評価
  - ④ FD活動
  - ⑤ 学生、院生のモチベーションを高めているか等を総合的に評価する。
- 3) 診療業績
  - ① 診療実績
  - ② 特殊診療技術
  - ③ 先端医療
- 4) 学内運営、社会貢献
  - ① 若手医師、研究者のモチベーションを高めているか等を総合的に評価する。
  - ② 学内委員会や学外での社会貢献（知的財産を含む）を総合的に評価する

(様式3) (准教授・講師・助教)

## 名古屋市立大学大学院医学研究科教員任期制再任審査結果通知書

令和 年 月 日

分野名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

名古屋市立大学大学院医学研究科長

貴殿から申請のありました再任審査の結果は、令和 年 月 日医学研究科教授会において下記のとおり判定されましたので通知します。

なお、再任「否」の判定に不服のある場合は、この通知を受理したから1ヶ月以内に再任再審査を申請することができます。

記

可

否

理 由

(注) 再任しない場合は、その理由を記載すること

(様式4) (准教授・講師・助教)

## 名古屋市立大学大学院医学研究科教員任期制再任再審査申請書

令和 年 月 日

名古屋市立大学大学院医学研究科長 様

分野名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、医学研究科教授会の決定により再任しないとの通知を受けましたが、下記の理由により再審査を申請します。

理 由

(様式5) (准教授・講師・助教)

## 名古屋市立大学大学院医学研究科教員任期制再任再審査結果通知書

令和 年 月 日

分野名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

名古屋市立大学大学院医学研究科長

貴殿から申請のありました再任再審査の結果は、令和 年 月 日医学研究科教授会  
において下記のとおり判定されましたので通知します。

記

可

否

理 由

(注) 再任しない場合は、その理由を記載すること